

議案第 36 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和 34 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 中「第 19 条の 2」の次に「及び第 19 条の 2 の 2」を加え、同条第 1 号ウ中「第 81 条の 2 第 4 項」を「第 81 条の 2 第 5 項」に改め、同号エ中「第 81 条の 2 第 9 項第 2 号」を「第 81 条の 2 第 10 項第 2 号」に改め、同条第 2 号エ中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 15 条の 5 の 2 中「第 19 条の 2」の次に「及び第 19 条の 2 の 2」を加え、同条第 2 号イ中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 19 条の 2 の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改め、同条第 2 項後段中「の規定」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

- 第 19 条の 2 の 2** 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 14 条又は第 15 条の 4 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額（第 14 条第 2 項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第 4 項に規定する場合を除く。）。
- 2 第 14 条第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 14 条第 3 項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 14 条又は第 15 条の 4」とあるのは「第 15 条の 5 の 6 又は第 15 条の 5 の 10」と、「第 14 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 5 の 6 第 2 項」と、前項中「第 14 条第 3 項」とあるのは「第 15 条の 5 の 6 第 3 項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、前条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第14条又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に前条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）

5 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第15条の4」とあるのは「第15条の5の6又は第15条の5の10」と、「第14条第2項」とあるのは「第15条の5の6第2項」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第15条の5の6第3項」と読み替えるものとする。

第19条の3中「前条第1項の」を「第19条の2第1項の」に、「前条第1項第1号」を「第19条の2第1項第1号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第19条の2の2の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和 4 年 2 月 1 6 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

国民健康保険法等が一部改正され、未就学児に係る保険料の被保険者均等割額の軽減措置が新設されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。